

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 須 永 寛 子

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 幸手久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	久喜市野久喜字野合四五四番一地从 先まで から同市野久喜字野合四〇七番九地	区 間
一八・〇〇〇 二二・〇〇〇	一二・五六〇 一五・六〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	三八一・一〇	延長 (メートル)
		備 考